

## 宮崎県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

平成 19 年 6 月 25 日  
福祉保健部指導監査・援護課

### (目的)

第 1 条 この要領は、宮崎県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第 8 条に規定する福祉サービス第三者評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）並びにその他の研修について必要な事項を定めることにより、評価調査者の養成及びその資質の向上を図ることを目的とする。

### (養成研修の対象者)

第 2 条 養成研修の対象者は、宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第 2 条第 1 項第 3 号の a 又は b の要件を満たし、研修修了後、評価機関として県の認証を受けているか又は受ける予定の法人に評価調査者として所属する予定の者とする。

### (継続研修の対象者)

第 3 条 継続研修の対象者は、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿に登録されている者とする。

### (研修の実施)

第 4 条 養成研修及び継続研修は、県が実施するものとする。

2 社会福祉法人全国社会福祉協議会又は他の都道府県が実施する養成研修を修了した者については、養成研修の一部又は全部の履修を免除することができる。

3 社会福祉法人全国社会福祉協議会又は他の都道府県が実施する継続研修を修了した者については、継続研修の一部又は全部の履修を免除することができる。

### (研修の修了)

第 5 条 県が実施する養成研修又は継続研修を受講し、受講態度に問題がない者には、修了証書を交付する。

### (委任)

第 6 条 この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。